

指定可燃物貯蔵取扱い届出書

1 内 容

紙くず、ぼろ布などの指定可燃物の貯蔵又は取扱いを始める場合や変更しようとするときに使用します。

【根拠条文 法第9条の4、条例第46条】

2 手続き

- (1) 予防課危険物係（新城市消防防災センター2階）にあらかじめ提出します。
- (2) 提出部数は1部とし、控えを必要とする場合は、必要部数を提出します。
- (3) 必要に応じ実地調査が行われ、関係法令に適合し、火災予防上支障ないか確認をします。

3 添付資料等

- (1) 付近見取図、配置図、平面図及び構造図
- (2) 指定可燃物データベース等 ※必要な場合に限って添付するものです。
- (3) 届出に係る設備の設計図、カタログ等
- (4) その他必要な事項を記載した図書

4 指定可燃物の区分

可燃性固体類等	綿花類等	品名	届出数量	代表的な物品名
	○	綿花類	1,000 kg	ナイロン、アクリル、綿、麻
	○	木毛及びかんなくず	2,000 kg	かんなくず
	○	ぼろ及び紙くず	5,000 kg	ぼろ布、古新聞、古雑誌
	○	糸類	5,000 kg	綿糸、麻糸、化学繊維糸、毛糸
	○	わら類	5,000 kg	乾燥わら、乾燥い草
	○	再生資源燃料	1,000 kg	廃棄物固化燃料（RDF）
○		可燃性固体類	3,000 kg	石油アスファルト、クレゾール
	○	石炭・木炭類	50,000 kg	練炭、豆炭、コークス
○		可燃性液体類	2 m ³	自動車用グリス
	○	木材加工品及び木くず	50 m ³	木材、パレット、家具類、建築廃材
	○	合成樹脂類	発泡させたもの	20 m ³ 発泡ウレタン、発泡スチロール
	○	脂類	その他のもの	3,000 kg ゴムタイヤ、ポリエチレン、ポリプロピレン

5 その他

少量危険物の計算と異なり、指定可燃物を2以上貯蔵又は取り扱う場合は、それぞれの品名ごとに計算するのみで、合算する必要はありません。

法 → 消防法（昭和23年法律第186号）

政令 → 消防法施行令（昭和36年政令第37号）

規則 → 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

条例 → 新城市火災予防条例（平成17年条例第236号）

施行規則 → 新城市火災予防条例施行規則（平成17年規則第177号）